

聖籠町告示第50号

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月11日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱（平成13年聖籠町告示第71号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「（以下「高額介護（予防）サービス費」という。）」を削り、「及び法第61条の2第2項に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護（予防）サービス費」という。）」を「、法第61条の2第2項に規定する高額医療合算介護予防サービス費及び聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和元年聖籠町告示第37号）第12条第1項に規定する高額介護予防サービス費等相当事業（以下「高額介護（予防）サービス費等」という。）」に、「高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費」を「高額介護（予防）サービス費等」に改める。

第7条第2項中「又は平成30年10月1日」を「、平成30年10月1日又は令和元年10月1日」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。